

交通事故死の死因究明に関する提言

私たち「死因究明・個人識別システム研究会」は、去る令和3年10月17日、「交通事故死と死因究明」との表題で第8回研究会を行いました。その際行われた議論では、交通事故死事例の死因究明は、解剖情報がバイオメカニクスや救急医療の観点から事故死防止に役立てられることが示されたほか、背景にある内因性疾患や薬毒物の存在が一部の交通事故死の原因になっている可能性があるにも関わらず、死因究明が十分に実施されていないことが示されました。これに基づき、以下の提言を発することといたしましたので、ここに公表します。

1. 交通事故に関わる死因究明は、加害者に対する処罰のみならず、同種の事故の再発防止に資することに大きな意味があるとの認識のもと、今以上に各種検査及び解剖の実施を考慮すること。
2. 死因身元調査法に基づく解剖（以下「調査法解剖」）の運用がほぼ刑事部門のみの都道府県が多いことについて、これを改め、刑事部門と交通部門の協同のもと、交通関連の調査法解剖の実施を拡大すること。
3. 警察庁において、交通事故関係の司法解剖及び調査法解剖に付する基準を設け、地域格差の是正を図ること。
4. 薬毒物検査の広範な実施により、薬毒物の自動車運転への影響を明確化しつつ、統計に基づく再発防止施策につなげること。
5. 警察等関係者はCTなど画像検査の弱点と限界を熟知し、画像検査にのみ頼るのではなく解剖検査等各種検査の実施を考慮すること。
6. 警察庁又は都道府県警察において、交通事故関係者の解剖が実施された際に得られた結果を、その後の再発防止施策に反映できるような体制を構築すること。
7. 今後の死因究明等推進計画検討会について、警察庁は刑事局と並んで交通局の参加を求めること。

令和4年3月27日

死因究明・個人識別システム研究会 会長 岩瀬博太郎